

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年5月14日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500244号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600009号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①のうち平成17年12月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年12月から平成18年8月までの標準報酬月額については、15万円を24万円とする。

平成17年12月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成17年12月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成13年8月1日から平成20年1月1日まで
② 平成20年1月1日から平成29年8月1日まで
③ 平成29年8月1日から令和2年1月1日まで

私は、請求期間①、②及び③においてB市及びC市にあるA社のD施設でE業務に従事し、請求期間①はA社、請求期間②はF社、請求期間③はG社で厚生年金保険に加入していた。

請求期間①における給与は、A社と同社の関係事業所のH事業所から支払われていたが、国の記録によると、請求期間①の標準報酬月額は、A社の給与支給額に見合う標準報酬月額となっているので、請求期間①の同社における標準報酬月額をH事業所の給与支給額を含めた給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間②における給与は、F社とA社の関係事業所のH事業所又はI事業所から支払われていたが、国の記録によると、請求期間②の標準報酬月額は、F社の給与支給額に見合う標準報酬月額となっているので、請求期間②の同社における標準報酬月額をH事業所又はI事業所の給与支給額を含めた給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間③における給与は、G社から給与（基本給）と外注費に分けて支払われていたが、国の記録によると、請求期間③の標準報酬月額は、給与（基本給）支給額に見合う標準報酬月額となっているので、請求期間③の標準報酬月額を外注費を含めた給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち平成17年12月1日から平成18年9月1日までの期間について、A社から提出された請求者に係る平成16年から平成20年までの分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「A社の源泉徴収簿」という。）により確認できる標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び同社の源泉徴収簿により推認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち平成17年12月から平成18年8月までの標準報酬月額については、A社の源泉徴収簿により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの届出を行っておらず、国が記録する標準報酬月額どおりの厚生年金保険料を納付した旨回答している上、事業主が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載された標準報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る平成17年12月から平成18年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち平成13年8月1日から平成15年12月1日までの期間について、A社は平成13年、平成14年及び平成15年当時の資料は廃棄している旨回答していることから、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、C市は、請求者に係る平成26年度分（平成25年所得分）以前の住民税課税基礎資料は保管してない旨回答しており、J税務署の担当者は、平成29年以前の確定申告書、添付資料は保管していない旨陳述していることから、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の平成13年8月1日から平成15年12月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成13年8月1日から平成15年12月1日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間①のうち平成15年12月1日から平成17年8月1日までの期間及び平成18年9月1日から平成20年1月1日までの期間について、A社の源泉徴収簿により確認できる請求者の報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額及び同社の源泉徴収簿により推認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額又は低額である。

また、請求期間①のうち平成17年8月1日から同年12月1日までの期間については、A社の源泉徴収簿により確認できる請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額及び同社の源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち平成15年12月1日から平成17年12月1日までの期間及び平成18年9月1日から平成20年1月1日までの期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められない。

さらに、請求者は、請求期間①について、A社における標準報酬月額をH事業所から支払われた給与を含めた給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい旨回答及び陳述しているところ、請求期間①においてH事業所から請求者に対して給与が支払われていたことが確認できる資料は見当たらない。

2 請求期間②について、F社から提出された請求者に係る賃金台帳により確認で

きる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額及び請求期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額又は低額である。

前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められない。

また、請求者は、請求期間②について、F社における標準報酬月額をH事業所又はI事業所から支払われた給与を含めた給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい旨回答及び陳述しているところ、請求期間②においてH事業所から請求者に対して給与が支払われていたことが確認できる資料は見当たらない。

一方、C市から提出された請求者に係るI事業所の平成27年度給与支払報告書（個人別明細書）によると、平成26年に同事業所から請求者に対して給与が支払われていることが確認できる。また、請求期間③に係る調査においてG社から提出された請求者に係る平成29年から令和2年までの分の給与所得退職所得に対する源泉徴収簿（以下「G社の源泉徴収簿」という。）によると、平成29年1月（平成28年12月分）から同年8月（平成29年7月分）まで同社から請求者に対して給与が支払われていることが確認できることから、平成26年及び平成28年12月から平成29年7月までの期間において、請求者がそれぞれの事業所における厚生年金保険被保険者資格要件を満たしていた場合、二以上事業所勤務被保険者に該当することも考えられる。

しかしながら、I事業所については、社会保険オンラインシステムにより検索したが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた形跡はない上、代表者は既に死亡しており、請求者の勤務実態が確認できる資料はない。また、G社については、請求者の平成28年12月から平成29年7月までの期間における勤務実態を確認できる資料はないことから、請求者が平成26年及び平成28年12月から平成29年7月までの期間において、それぞれの事業所における厚生年金保険被保険者資格要件を満たしていたか否かを確認できない。

また、上記の関係資料から、I事業所及びG社から支払われた給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

3 請求期間③について、G社の源泉徴収簿、同社から提出された請求者に係る平成30年分、令和元年分及び令和2年分の「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、J税務署から提出された請求者に係る平成30年分及び令和元年分の確定

申告書、請求者から提出された同社の支払明細及び給与明細並びにK銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表により、請求者は請求期間③（平成 29 年 12 月及び平成 30 年 1 月を除く。）において事業主によりオンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額な給与が支払われていたことがうかがえる。

しかしながら、G社の源泉徴収簿及び請求者から提出された同社の給与明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額である。

前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500351号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600010号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を58万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月14日

私は、請求期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

A社が加入していたB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳、複数の同僚の支給明細書賞与2018年12月並びにC銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(流動性)及びD銀行から提出された請求者に係る取引推移表<普通・当座(邦貨・外貨)・納準・従預・別段>により、請求者は、請求期間において事業主から58万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500335号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600011号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を11万円、請求期間②の標準賞与額を10万円、請求期間③の標準賞与額を11万円、請求期間④の標準賞与額を10万円、請求期間⑤の標準賞与額を11万1,000円、請求期間⑥の標準賞与額を10万円、請求期間⑦の標準賞与額を11万3,000円、請求期間⑧の標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成29年7月25日
⑥ 平成29年12月25日
⑦ 平成30年7月30日
⑧ 令和2年7月30日

⑨ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑨までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。賞与明細書はないが、預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間並びに請求期間⑧及び⑨は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は11万円、請求期間②は10万円、請求期間③は11万円、請求期間④は10万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は11万1,000円、請求期間⑥は10万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された預金通帳、B年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から11万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から11万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑧の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請

求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑨について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑨において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑨の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないことから、請求者の請求期間⑨に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑨の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間⑨に住所を定めていたC市から提出された「③給与支払報告書（個人別明細書）」によると、令和2年の社会保険料控除額等の金額は確認できるが、請求者は、同年における各月の給与明細書を所持していないことから、請求期間⑨の厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。